定　　款

（2025年6月25日改正）

東邦瓦斯株式会社

東邦瓦斯株式会社定款

第１章　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、東邦瓦斯株式会社と称し、英文ではＴＯＨＯ　ＧＡＳ　ＣＯ.，ＬＴＤ．と表わす。

（目　的）

第２条　当会社は、国内外において次の事業を営むことを目的とする。

（１）　ガス事業

（２）　熱供給事業

（３）　電気事業

（４）　再生可能エネルギー・水素に関する事業

（５）　天然ガス等のエネルギー資源の採取及び売買に関する事業

（６）　液化天然ガス･液化石油ガス･液化炭酸ガス等の高圧ガスの製造、輸送及び販売に関する事業

（７）　コークス・石油製品の販売並びに各種化学工業製品の製造及び販売に関する事業

（８）　住宅用・業務用・工業用設備機器の製作及び販売に関する事業

（９）　舗装資材・自動車・日用雑貨品・食料品・飲料品の販売に関する事業

(10)　農林水産物の生産、加工及び販売に関する事業

(11)　土木・建築・電気・管・機械器具設置工事の設計、監理及び施工並びにその他のエンジニアリングに関する事業

(12)　環境保全のための装置の設計、製作及び販売並びに土壌の再生処理に関する事業

(13)　不動産の売買、賃貸借、仲介及び管理に関する事業

(14)　情報の処理・提供サービス業、通信サービスの提供並びにコンピュータに関連するハードウェア・ソフトウェアの製作、販売及び賃貸に関する事業

(15)　警備防災に関する事業

(16)　料理教室・文化教室・スポーツ施設・温浴施設・研修施設・貸会議室・宿泊施設の経営並びに飲食店業及び旅行業法に基づく旅行業者代理業

(17)　総合リース業、金融業、広告業、労働者派遣業及び貨物自動車運送事業

(18)　損害保険代理業及び生命保険の募集に関する事業

(19)　法人・個人・自治体等向けの各種支援サービス事業

(20)　前各号に附帯関連する調査、研究及びコンサルティング業

(21)　前各号に掲げる事業等を営む会社等の株式又は持分の所有並びに管理及び事業活動・事務支援

(22)　前各号に附帯関連する一切の事業

２．　当会社は、前項の目的を達するために投資をすることができる。

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を名古屋市に置く。
（機　関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
（１）　取締役会
（２）　監査役
（３）　監査役会
（４）　会計監査人
（公告方法）
第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告により公告をすることができない場合は、中日新聞に掲載して行う。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、１億6,000万株とする。
（自己の株式の取得）
第７条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。
（単元株式数）
第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。
（単元未満株式についての権利）
第９条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
（１）　会社法第189条第２項各号に掲げる権利
（２）　株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
（３）　次条に定める請求をする権利
（単元未満株式の買増し）
第10条　当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。
（株主名簿管理人）
第11条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
２．　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
３．　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

（株式取扱規程）
第12条　当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続等及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株　主　総　会

（招　集）
第13条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。
（定時株主総会の基準日）
第14条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。
（招集権者及び議長）
第15条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
２．　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
（電子提供措置等）
第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２．　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。
（決議の方法）
第17条　株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２．　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
（議決権の代理行使）
第18条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２．　株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
（議事録）
第19条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第４章　取締役及び取締役会

（取締役の員数）
第20条　当会社の取締役は、10名以内とする。

（取締役の選任）
第21条　取締役は、株主総会において選任する。
２．　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．　取締役の選任決議については、累積投票によらない。
（代表取締役及び役付取締役）
第22条　取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。
２．　取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各１名、必要に応じてその他の役付取締役若干名を定めることができる。
（取締役の任期）
第23条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．　増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。
（取締役会の招集権者及び議長）
第24条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が、これを招集し、議長となる。
２．　取締役会長に欠員又は事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
（取締役会の招集通知）
第25条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。
（取締役会の決議方法）
第26条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
（取締役会の決議の省略）
第27条　当会社は議決に加わることができる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。
（取締役会の議事録）
第28条　取締役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名を行う。
（執行役員）
第29条　取締役会は、その決議によって、執行役員を定めることができる。

（相談役及び顧問）
第30条　取締役会は、その決議によって、相談役及び顧問若干名を定めることができる。
（取締役会規程）
第31条　取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（社外取締役との責任限定契約）
第32条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役及び監査役会

（監査役の員数）
第33条　当会社の監査役は、５名以内とする。
（監査役の選任）
第34条　監査役は、株主総会において選任する。
２．　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（常勤の監査役）
第35条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
（監査役の任期）
第36条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（監査役会の招集通知）
第37条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．　監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。
（監査役会の決議方法）
第38条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
（監査役会の議事録）
第39条　監査役会の議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役が記名押印又は電子署名を行う。
（監査役会規程）
第40条　監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（社外監査役との責任限定契約）
第41条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　計　　算

（事業年度）
第42条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。
（期末配当）
第43条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とし、株主総会の決議によって、期末配当をすることができる。
（中間配当）
第44条　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月30日とし、取締役会の決議によって、中間配当をすることができる。
（配当金の除斥期間）
第45条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。